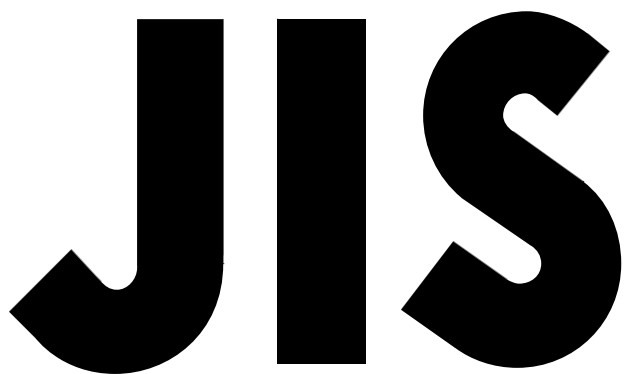




機械類の安全性－
機械類への常設接近手段－
第 3 部：階段，段ばしご及び防護さく（柵）

JIS B 9713-3 : 2004

(ISO 14122-3 : 2001)

(JMF)

平成 16 年 3 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	朝 田 泰 英	財団法人電力中央研究所
(委員)	永 壽 伴 章	独立行政法人産業技術総合研究所
	大 地 昭 生	日本内燃機関連合会（株式会社東芝電力システム社）
	大 湯 孝 明	社団法人日本農業機械工業会
	岡 崎 治 義	社団法人日本建設機械化協会
	小 栗 邦 夫	農林水産省
	佐 野 正 道	国土交通省
	西 本 徳 生	厚生労働省
	平 野 正 明	社団法人日本機械工業連合会
	広 瀬 俊 彦	財団法人エンジニアリング振興協会
	藤 咲 浩 二	社団法人日本産業機械工業会
	宮 川 嘉 朗	社団法人全国木工機械工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 16.3.25

官 報 公 示：平成 16.3.25

原 案 作 成 者：社団法人日本機械工業連合会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-9436)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 朝田 泰英)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

JIS B 9713-3:2004

機械類の安全性－機械類への常設接近手段－ 第3部：階段、段ばしご及び防護さく（柵）

訂 正 票

位 置	誤	正
1.	…タイプ B 規格（グループ安全規格）…	… “グループ安全規格” …
	…タイプ C 規格（機械に関する個別規格）…	… “製品安全規格” …
2.	e) EN 292-2:1991/A1:1995 1.6p.14～15	e) EN 292-2:1991/A1:1995 1.6p.14～15 安全要求事項
3.a) 解説表 1	…250～100	… $X = 250 \sim 100$
4.7		項目全文削除

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 16 年 6 月 1 日作成

白 紙

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本機械工業連合会(JMF)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 14122-3:2001, Safety of machinery – Permanent means of access to machinery – Part 3 : Stairs, stepladders and guard-rails** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS B 9713-3 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 参考文献

JIS B 9713 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 9713-1 第 1 部：高低差のある 2 か所間の固定された昇降設備の選択

JIS B 9713-2 第 2 部：作業用プラットフォーム及び通路

JIS B 9713-3 第 3 部：階段、段ばしご及び防護さく (柵)

JIS B 9713-4 第 4 部：固定はしご

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	2
2. 引用規格.....	2
3. 定義.....	2
3.1 階段及び段ばしご.....	2
3.2 防護さく（柵）.....	3
4. 材料及び寸法に関する一般安全要求事項.....	4
5. 階段に適用される安全要求事項.....	5
6. 段ばしごに適用される安全要求事項.....	6
7. 防護さく（柵）に適用される安全要求事項.....	6
7.1 水平防護さく（柵）.....	6
7.2 階段及び段ばしごの防護さく（柵）.....	7
7.3 構造的な要求事項.....	10
8. 安全要求事項の検証.....	10
8.1 一般.....	10
8.2 防護さく（柵）の試験.....	10
9. 据付要領書.....	11
10. 使用上の情報－取扱説明書.....	11
附属書 A（参考）参考文献.....	12
解 説.....	13

機械類の安全性－機械類への常設接近手段－

第 3 部：階段，段ばし及び防護さく（柵）

Safety of machinery－Permanent means of access to machinery－ Part 3 : Stairs, stepladders and guard-rails

序文 この規格は，2001 年に第 1 版として発行された ISO 14122-3:2001, Safety of machinery－Permanent means of access to machinery－Part 3 : Stairs, stepladders and guard-rails を翻訳し，技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお，原国際規格のまえがきは規定内容ではないので，この規定から除外した。

この規格は，JIS B 9713 の規格群の第 3 部で，グループ安全規格である。

この規格の規定は，製品安全規格によって補足し修正してもよい。

- 備考1.** 製品安全規格の適用範囲に含まれ，その規格の規定に従って設計・製造された機械に対して，製品安全規格の規定が，このグループ安全規格の規定より優先する。
2. この規格は，“製造業者が，生産，調整，保全作業域への安全な接近手段，及び滑り，つまずき又は墜落の危険防止策を講じなければならないこと”を要求している。
 3. ISO 12100-2 の 6.2.4 “機械類に安全に接近するための規定”にも関連事項がある。
 4. 金属以外の材料（複合材料，いわゆる新規開発材料など）の使用についても，この規格に準じる。

参考 JIS Z 8051:2004（安全側面－規格への導入指針）において，安全規格の“階層化”が次のように決められている。

- － 基本安全規格：広範囲な製品，プロセス及びサービスに対して適用する一般的な安全側面に関する基本概念，原則及び要求事項を含む規格。
- － グループ安全規格：一つ又は複数の委員会が取り扱う幾つかの又は一群の類似の製品，プロセス及びサービスに適用できる安全側面を含む規格。できる限り，基本安全規格と関連させることが望ましい。
- － 製品安全規格：一つの委員会がその業務範囲内で取り扱う幾つかの又は一群の製品，プロセス若しくはサービスの安全側面を含む規格。できる限り，基本安全規格及びグループ安全規格と関連させることが望ましい。

この規格は，ISO 12100-2 に示す機械類に安全に接近するための手段に関する一般要求事項を規定する。

JIS B 9713 の第 1 部は，機械類への必要な接近が地表面又は床面から直接できない場合に，正しい接近手段の選択に関する助言を与えている。

参考 特定された寸法は，EN 547-3 “機械類の安全性－人体の寸法－第 3 部人体測定データ”にある立証された人間工学データと一致している。